

平生町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月11日（金）午前9時30分～午前10時

2 開催場所 平生町役場 大会議室

3 出席委員 （5人）

会 長 内山 壯二

職務代理者 吉崎 秀和

委 員 瀬尾 純夫 窪田 伸子 金福 和広

4 欠席委員

5 農地利用最適化 松村 哲雄 藤山 一人 羽山 敦紀

推進委員（5人） 中山 直行 河内山 裕子

6 事務局職員 局 長 吉岡 文博

書 記 久保 真大

7 会議録署名委員

○会 長 これより7月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、瀬尾委員さん、金福委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

8 会 議

○事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

【議案第1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。登記地目は田、現況地目は畑、面積は1648㎡、権利内容は所有権移転です。規模拡大で通作距離は0.3kmです。当事者関係は贈与です。高齢となり自ら農地の管理や耕作が難しくなった譲渡人から、申請地で営農している譲受人である孫が譲り受けることとなったものです。

営農計画としては、現在、行っている菊などの花卉栽培を継続する計画となっております。一連の作業については申請者家族が行う計画となっております。利用権の設定は、令和3年度まで行われていましたが、それ以降は行われておりません。申請者に確認したところ、更新手続きを失念してしまい、現在に至ってしまったこと、また今後はこのようなことがないように十分注意する旨を確認しています。

続いて、3ページをご覧ください。着色した部分が申請地です。県道光上関線に近接した位置となります。

続いて4ページが地籍図で、斜線部分が申請地です。

その他、必要書類も揃っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 7月8日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査をいたしました。内容といたしましては、事務局から説明があったとおりです。

では、報告に移ります。

所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は作付けされております。2年以内の転用及び所有権移転はありません。申請人の資格は適当。取得後の営農計画も適当。総合意見として支障なしと判断しました。以上です。

○会 長 ありがとうございます。

中山委員さんになにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○瀬尾委員 営農面積を拡げるということですけど、今は周辺のどこでやっておられるのですか。

○事務局 今は西側に隣接する●●番●で営農をされております。

○会 長 ほかになにかありますか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり許可します。

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局からお願いします。

○事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」4件を上程いたします。

【議案第2－1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2－1号、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は2997㎡、一体利用地を含めた計画面積は3060㎡となっております。

農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数606枚、工事期間は高圧ということで許可後2年いただきたいとのことです。建ぺい率52.6%、発電量は249.9kwです。

続いて、6ページをご覧ください。着色部分が申請地、斜線部分が一体利用地です。熊毛南高校の北側となります。高校が近いということで、7月3日に譲受人が高校に説明に行き、朝の通学時間帯を避け9時から工事を開始すると聞いています。

続いて、7ページが地籍図です。斜線部分が申請地です。搬入については西側の道路から行う計画となっております。駐車場については、申請地の西側に718番5という記載があるあたりが少し広がっており、そこに車を停めると聞いています。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るよう話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 7月8日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しておりません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。以上です。

○会 長 ありがとうございます。

中山委員さんなにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○瀬尾委員 先ほど通学の時間帯を避けるということでしたけど、ここの柳井市との境界のところで、今まで生徒が車にはねられて2人ぐらい亡くなっておられますよね。だから、朝だけでなく、三々五々帰るのかもしれないですけど、交通事故に注意していただければと思います。

○事務局 もう一度、事業者には交通安全に注意するように話をします。

○会 長 現地調査の時に、通学路でもあるし、地元の車が通る。事故があった場所に立て看板を置くとか、見通しがいいように草刈りをするとかの話をするよ

うに事務局に言いました。

○会 長 ほかにございますか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案２－２号について、事務局からお願いします。

【議案第２－２号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の５ページをご覧ください。

議案第２－２号、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は 1318 m²、農地区分は第２種農地ですが、譲渡人、譲受人ともに第３種農地の所有はありません。権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数 166 枚、建蔽率は 32.4%、発電出力は 49.5 k w です。

続いて、８ページをご覧ください。着色部分が申請地で、若山電設の北側あたりに位置するところになります。

続いて、９ページが地籍図で、斜線部分が申請地です。搬入については、北側の赤線から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。申請にあたり、暗渠を破損した際には復旧する旨の誓約書が添付されております。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 7月8日の午後、農業委員、推進委員、事務局と現地を調査しました。内容としましては、事務局の説明のとおりです。

調査事項について、報告します。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は、休耕。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、いません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。その他参考事項はありません。総合意見として支障なしと判断しました。今、草が早く生える時期で、申請の時点では刈ってあったのですが、調

査の時点では少し伸びている状況でした。以上です。

○会 長 ありがとうございます。
職務代理の吉崎さん、なにかありますか。

○吉崎委員 ありません。

○会 長 ではこれより質疑に入ります。なにか質疑はございませんか。
(なし)

○会 長 よろしいですか。無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案２－３号について、事務局からお願いします。

【議案第２－３号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の５ページをご覧ください。議案第２－３号、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は 1458 m²、農地区分は第３種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数 296 枚、工事期間は高圧ということで許可後２年いただきたいとのことです。建ぺい率 54.0%、発電量は 150.0k w です。

続いて、10 ページをご覧ください。着色部分が申請地です。天池の南西側に位置するあたりで、自治会でいうと河田になります。

続いて、11 ページが地籍図です。斜線部分が申請地となります。搬入については西側に隣接する雑種地●●番●から行う計画となっており、地権者の承諾も得ているとのことです。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 7月8日、職務代理の吉崎さん、推進委員の田代さん、事務局と現地調査をして参りました。草刈りはきれいにしてありました。まわりも太陽光が多く有り、水はけの悪いところでした。素掘りで水路がありました。

調査内容については、事務局の説明のとおりです。調査事項について報告します。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。２年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事に着工していないか、着工していません。污水排

水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生懸念はありません。他に及ぼす影響は特にないと思います。その他の参考事項としては、特にありません。総合意見として支障なしと判断しました。以上です。

- 会 長 ありがとうございました。
 職務代理の吉崎さん、なにかありますか。
- 吉崎委員 ありません。
- 会 長 それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。
- 会 長 ここは今、説明があつたように、低い土地で、道を破損させている。過去にも工事をするのに、搬入路の破損もありましたから、業者に写真を撮るように伝えるように。
- 金福委員 ちょっといいですか。地図で見ると搬入できるようになっていないですがどうですか。道の方にもソーラーがあるようになっている。搬入経路はどうなっていますか。
- 事務局 搬入経路につきましては、申請地の西側に●●番●という細長い土地があると思いますが、そこが雑種地で更地のような状態です。そこから申請地に搬入を行うようになっています。
- 金福委員 10ページにはソーラーの許可をした囲いがされている。隙間があれば問題ないと思うが。
- 事務局 ソーラーと建物の間には細長い土地、雑種地がございまして、そこは更地になっています。
- 会 長 10ページの地図では、入る所がないように見えるが、地籍図ではこの間が、●●番●の雑種地となっているということで、搬入について問題のない広さということですね。
- 金福委員 わかりました。
- 会 長 他にございませんか。
- (なし)
- 会 長 無いようですので採決に移ります。
 賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)
- 会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。
- 続いて、議案2-4号について、事務局からお願いします。

【議案第2-4号】

- 事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。議案第2-4号、申請地、借受人、貸付人は記載のとおりです。地目は田、面積は2843㎡の内

89 m²、権利内容は使用貸借です。

農地区分は農振農用地で、転用目的は令和 7 年 6 月 2 日許可済みの太陽光発電設備への進入路としての一時転用です。一時転用の期間は、許可済みの太陽光発電設備の期間に合わせるということで、令和 9 年 6 月 1 日までとなっています。

農振農用地を対象とする農地転用ですが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」とあり、一時的な利用であること、太陽光の目的を達成するためにこの土地が必要であること、周囲の営農に支障がないことを条件として農用地ではありますが例外的に許可の対象とすることができるものです。

続いて、12 ページをご覧ください。着色部分が申請地で名切自治会館の南側に位置するあたりとなります。

また、13 ページが地籍図で、斜線部分が申請地です。申請地の西側に隣接する●●番、●●番が令和 7 年 6 月 2 日許可済みの太陽光発電設備の土地となります。太陽光発電設備の申請時期と異なる理由は、「当初の予定では、今回の申請地である箇所と赤線を合わせた部分を進入路として考えていたが、申請地の名義人が寝たきりで意思の確認ができなかったため、進入路の転用申請を断念し、赤線部分のみを進入路とする考えでしたが、名義人が死亡したことにより、相続人が相続登記後に手続きできるようになり、当初の予定どおり、進入路を確保する今回の転用申請に至った。」と聞取りをしています。

被害防除からですが、造成はなく整地のみの計画となっております。雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水の発生はありません。

申請にあたり、工事後、原状回復する旨の誓約書が添付されております。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長

只今の説明に関連して、佐賀地区 地区長 吉崎委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○吉崎委員

7 月 7 日 9 時から委員 3 名と事務局 1 名で現地を確認しました。調査内容については、事務局の説明のとおりで、太陽光発電設備への進入路ということで転用目的が出ております。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2 年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事に着工していないか、いません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等

の災害発生懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響はありません。その他の参考事項としては、特にありません。総合意見として支障なしと判断しました。

○会 長 ありがとうございます。
この件につきまして、松村委員さんなにか補足はありますか。

○松村委員 ありません。

○会 長 河内山委員さんなにかありますか。

○河内山委員 ありません。

○会 長 それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。
(なし)

○会 長 他にご質疑等ございませんか。無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成（賛成多数）ですので、この件については農用地ということになりますので、山口県農業委員会ネットワークへ意見聴取いたします。

続いて、議案第3号「農業委員会会議規則の一部改正」について、事務局からお願いします。

○事務局 議案第3号「農業委員会会議規則の一部改正」について上程いたします。

【議案第3号】

○事務局 ご説明いたします。別綴りの「農業委員会会議規則の一部改正」をご覧ください。

2ページは、議案として「農業委員会会議規則の一部を改正する規則」をお示ししています。次のページ以降に参考として新旧対照表をつけております。左側の「新」に改正箇所を赤字で示しています。

主な改正点をお伝えします。第2条第1項に、総会を町長が招集する場合を明確にしました。第13条第3項に、議事録の公表について、町ホームページへの掲載により公表することを規定しました。それ以外は、「会議」を「総会」にするなど、字句を改めています。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 事前に配布し、一読されたと思いますが、何かご質問はございませんか。

○瀬尾委員 昔から総会ということで案内がきていたと思うけど、なぜ今回改めたのですか。

○事務局 使用している呼び名に、今回の機会に改めることにしました。

○会 長 この件につきましては、推進委員の羽山委員さん、もとの職務を経験されて、お気づきはありますか。

○羽山委員 今の指摘は当然だと思います。当然、法が変わっての話なので、法に則って総会の案内を出していたが、付随して規則が改正されていなかったのもので、改めて改正するという事でよろしいと思います。

○事務局 ご指摘のとおりです。こうした規則等を作成する場合、従前で行っていましたら国から例が示されております。それに沿って作成しておりますけど、その後の法改正、今回でいいですと平成 28 年に大きな改正がございました。それを追認する形というのも内容に含まれてございますので、この度、すこし遅くはなりましたけど整理させていただくというところでご理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○会 長 他になにかございますか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、原案どおり可決し、本日付で施行の公布をいたします。

○会 長 以上、これにて本総会に付議されました案件は全て終了いたします。

会長

岡山 北二

署名委員

金福 和六

署名委員

瀬尾 純夫